

消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop
http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net

2015. 新春号

特定非営利活動法人 消費者ネットやまぐち

明けましておめでとうございます！！



- 1 新年明けまして
おめでとうございます
2015年のお正月は
雪景色・・・
寒いけれども静かに、
穏やかな新春を
迎えました

- 2 今期の活動予定
- 3 第2回無料法律相談会
開催のお知らせ
- 4 消費者被害防止見守り
サポーター養成研修会
参加者募集要項
- 5 最近の出来事・事例
- 6 だまされやすさ心理
チェック
- 7 見守りポイント

年の初めに・・・

明けましておめでとうございます。

今年は未年、災害の無い穏やかな年にと願っています。
昨年より、少しずつ景気が上向きになっていると言われてい
ますが、みなさんはどのように感じていらっしゃるでしょうか。

暮らしの中では、食料品を筆頭に値上げが続き、8%の重みを肌で
感じる人が多いのではないのでしょうか。私たちが納めている税が
きちんと使われているのかななどにも関心を持つことも大切ではない
でしょうか。消費者として学ぶべき事が数多くあるのではないかと
年の初めに思ったことです。

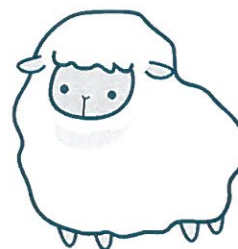
さて、昨年6月に改正された「消費者安全法」では、暮らしの安
全・安心確保のための地域連帯を進める『地域の見守りネットワ
ークの構築』の推進が求められています。

お互いが支えあう事は大切です。

消費者ネットやまぐちは、誰もが、安心して住み続けることが
できる地域社会の実現に向けての活動を展開していきたいと考えます
消費者ネットやまぐち 理事長 吉富 崇子

2014年度 活動予定のお知らせ

1月	中四国ブロック地方消費者グループ・フォーラム in 徳島	(30日)
	消費者被害防止見守りサポーター養成研修会 in 小郡	(30日)
2月	消費者被害防止見守りサポーター養成研修会 in 山口	(4日)
	第3回 無料法律相談会	(未定)
	第2回 政策会議	(12日)
3月	第5回 理事会	(2日)
4月	第3回 政策会議	(10日)
	第6回 理事会	(23日)
5月	第6回 通常総会	(29日)



第2回 消費者トラブル無料法律相談会 開催しました

開催日時 12月16日(火) 10～15時
相談会場 ニューメディアプラザ山口2F 会議室
午前：中嶋弁護士 午後：松田弁護士

第1回に引き続き、第2回無料法律相談会を開催しました。相談件数は、3件でした。今後の無料法律相談会は、消費者保護の活動として、広く認知してもらうことや、開催の時間帯や相談体制を考えていきます

消費者被害防止見守りサポート

養成研修会 開催のご案内

主催 山口市・山口市消費生活センター

開催内容

消費者被害が急増しています。「自分はだまされない、大丈夫」と考える方や、また一方で、無関心な方も多く、そういった方も被害に遭っているのが現実です。こんな中「地域の見守り力」が大切だと考えます。特殊詐欺・悪質商法等に関する情報提供、消費者被害者の発見・通報や相談窓口への誘導方法など、地域の自治体や警察と各種団体・個人が連携して、消費者被害未然防止被害の早期発見・通報及び被害者救済の支援を行うネットワーク構築の一環として、安心・安全な地域づくりを推進する為に養成研修会を開催します。

南部地区

平成27年1月30日(金)
13時～16時
小郡ふれあいセンター

中部地区

平成27年2月4日(水)
13時～16時
山口県総合保健会館

構成

高齢者等の被害の状況と見守りの必要性等 (山口市市民安全課)
特殊詐欺等最近の事件,事例 (山口県警察本部生活環境課)
高齢者支援について (擁護センターほっとやまぐち)
消費者被害防止と見守りについて (全国消費生活相談員協会)
質疑応答

参加費 無料

申込み方法 消費者ネットやまぐちまでご連絡ください。

申込み先 TEL 083-923-5614

FAX 083-928-5416

緊急情報

携帯電話の有料サイトに、延滞料金名目の架空請求詐欺が発生しました。他県でも未納に関するメールが届いているようです。

こんなメールが届いたら、相手に連絡を取らない事です!!

「利用登録しているコンテンツの退会処理がされておらず、延滞損害金が生じている。放置すれば訴訟を行う調査に入る」とのメールが届き、連絡すると債権回収業を名乗る男から、延滞料金や和解の為に弁護士費用を支払うようもとめられた。

★記載された電話番号に「身に覚えがない」と電話すると、「あなたは20万円の未納があるから払え」とか「法的手続きを取る」など一方的に言われるようです。



特殊詐欺被害 最悪の498億円！！

(平成26年1月～11月)

山口県内の特殊詐欺被害額5億344万円過去最高

平成26年1～11月、全国の警察が把握した振り込め詐欺等特殊詐欺の被害額は、約498億7千万円で、過去最悪であった2013年の1年間の被害額を上回ったことが警視庁のまとめ(暫定値)でわかった。1年間で500億を超えることが確実。

山口県でも県警によると昨年1年間で認知した特殊詐欺は114件。被害額は、5億344万円是件数、被害額ともに過去最悪。

「送付型」・・・郵便・宅配便で一度に多額の現金を送らせる。

「手渡し型」・・・犯人とじかに接触し手渡しする。

「振込み型」・・・ATMを利用して金を振り込ませる。

特殊詐欺とは

- ①「オレオレ詐欺」②「架空請求詐欺」③「還付金詐欺」
- ④「融資保証金詐欺」
- ⑤「金融商品取引名目」⑥「ギャンブル必勝奉情報提供」
- ⑦「異性との交際あっせん」⑧「その他」

①～④をふきこめ詐欺と定義

⑤～⑧を2010年以降くわえて特殊詐欺と総称して読んでいる。

～～～ 息子をかたる「オレオレ詐欺」 ～～～

同窓会名簿悪用？！

2014年12月、山口市内の60代女性2人が、息子をかたるオレオレ詐欺で、計1150万円をだまし取られたと発表があった。同様の手口の詐欺被害が7件で計約2千万円と相次いでいる。山口高校の同窓会名簿が悪用されたとみている。

～～～ 新手特殊詐欺か？「カード交換名目」 ～～～

70代女性に偽のキャッシュカードを送りつけ、交換名目でキャッシュカードをだまし取ろうとする封書が届いた。

銀行の行員を名乗る男から「カード詐欺が横行しているため新しいカードを作り送ります。住所と氏名を教えて」との電話があり、銀行のロゴが入った封書が届き、中には「スーパーカード」と記載されたキャッシングカードなどが入っていた。本物のカードと暗証番号を記載し返信用の封筒に入れ投函するが、あて先不明で戻ってきたが、新たな手口とみて注意を呼び掛けている。

山口新聞より

契約ってなに？

～ 守もらないと

いけない約束

私たちは、普段の生活の中で、次のような様々な契約を交わして暮しています

- ・携帯電話を使う
- ・DVDを借りる
- ・バスに乗る
- ・映画を観る
- ・ハンバーガーを買う など

契約した(買った)ものは、あなたの都合だけでは返品できない!

例えば、あなたが欲しかったパソコンを電気屋さんで見つけて、店員さんに「このパソコンを買いたい」と、買うことの申込みをしました。そして、店員さんが「はい、12万円です」と、売ることを承諾しました。この瞬間に、契約は成立しています。口約束でも、契約です。さて、契約はお互いが合意(納得)して約束したことです。ですから、どちらか一方が契約(=合意したこと)をやめたり、内容を変えたりすることはできません。もっと安いパソコンを他の店で見つけたからと、買ったパソコンを返品したくなくても、あなたの一方的な都合で返品することはできません。

今あなたは、どういう約束をしようとしているか、

大人の責任として、

きちんと考えよう。



だまされやすさ心理チェック

(作者：静岡県立大学助教授 西田公昭)

あてはまる項目に○をつけてください。

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1) 自分の周りにあまり悪い人はいないと思う | (|) |
| 2) 相手に悪いので人の話を一生懸命聞く方だ | (|) |
| 3) たまたま運の悪い人がトラブルにあうのだと思う | (|) |
| 4) 知人から「効いた」「良かった」と聞くと、やってみようと思う | (|) |
| 5) 有名人や肩書のある人の言うことはつい信用してしまう | (|) |
| 6) 人からすすめられると断れない方だ | (|) |
| 7) 迷惑をかけたくないので、家族にも黙っている事がある | (|) |
| 8) 実際、身近に相談できる人があまりいない | (|) |
| 9) しっかり者だと思われたい | (|) |

○の合計 () 個

結 果

○が多いほど、消費者トラブルのあう危険度が高い傾向にあります。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1) ~ 3) に○をつけた人 | トラブルに対して危機意識が薄い傾向 |
| 4) ~ 6) に○をつけた人 | だまされているのに気付かない傾向 |
| 7) ~ 9) に○をつけた人 | だまされた時一人で抱え込んでしまう傾向 |



毎日のように新聞に消費者トラブルの詐欺事件が載っています。詐欺の手口も巧妙化しています。そこで、新聞の記事に手口がしっかり書いてあります。参考にになります！

特定非営利活動法人 消費者ネットやまぐち

〒753-0083
山口市後河原 210 番地

電話番号: 083-923-5614

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール: syohisya.net@yamaguchi.coop

見守りポイント

- ★ 会話をしている時のチェックポイント
- 1) 靈感・祈祷などに関心を持ち始めた
 - 2) 特定の話題に急に詳しくなった
 - 3) お金に困っている様子が見られる
 - 4) 急に親しい人ができたようだ
 - 5) 投資などに関心を持ち始めた
 - 6) 羽振りのいい話がおおくなった

高齢者自身や身の回りに次のような変化が見られたら消費者トラブルに巻き込まれている恐れがあります。

~~東京法規出版から引用~~

「地域の見守りで高齢の消費者被害を防ぎましょう」